

# 那覇市立城東小学校ホームページ運営方針

## 1 趣旨

ホームページの役割や公開する内容の基準、運営体制、留意点等を定めることにより、本校の児童・教職員等の個人情報の保護、「開かれた学校づくり」の推進、著作権等に関する普及・啓発を図る。

## 2 ホームページの主な役割

- (1) 本校の教育活動等に対する家庭・地域の理解を深められるようにする。
- (2) 情報収集・情報発信を行う場とし、児童及び教師のICT（情報通信技術：Information and Communication Technologyの略）活用能力等の育成を図る。
- (3) 各種行事への参加呼びかけや緊急時の連絡に活用する。
- (4) 本校への問い合わせ窓口とする。（本校の電話番号、メールアドレスの公開）

## 3 ホームページ作成者

ホームページを作成できる者は、本校のホームページ担当者に加え、以下の条件に該当する者とする。

- (1) 那覇市立城東小学校の教職員
- (2) 那覇市立城東小学校の児童（教職員の指導のもと作成）
- (3) 学校長がホームページ運営上必要と認めた者

## 4 ホームページの内容

- (1) 本校の教育活動への理解を深められるよう、以下の内容を基本とする。
  - ① 教育活動全般（学校行事、学習活動、校内研修等の文書、写真、動画、作品等）
  - ② 学習リンク集（調べ学習やドリル学習等に取り組みさせるためのページ一覧）
  - ③ 学校給食（給食の献立や写真等）
  - ④ PTAや地域の活動（学校・家庭・地域が連携した取り組み等）
  - ⑤ その他教育上必要なもの及び保護者から要望があったもの
- (2) 守秘義務、プライバシー保護、著作権保護等のため、以下の内容は公開禁止とする。
  - ① 指導要録や健康診断票等の公簿や児童の通知表等で非公開のもの
  - ② プライバシーの侵害につながる恐れのあるもの（住所、電話番号、生年月日など）
  - ③ 著作権等の法令に定める権利を侵害するもの
  - ④ 他人を詐称するもの
  - ⑤ 営利を目的とするもの
  - ⑥ その他法令等および社会慣行に反するもの
- (3) 公開することが望ましいもの
  - ① 学習活動・行事等の写真（個人名が特定できないよう配慮する）
  - ② 行事予定・日課表等の学校教育計画（公開しても差しつかえないもの）
  - ③ 各教科及び教科外の教育活動等において（教師の指導のもと）児童が作成した作品及びその解説並びに作者名（作者名はイニシャルまたはハンドルネームとする）
  - ④ スポーツ競技、各種コンクール等の参加記録
  - ⑤ その他、学校長が必要と認めたもの
- (4) 公開にあたって保護者の承諾を必要とするもの  
スポーツ競技やコンクール等で優秀な成績を収めた児童の氏名のみの掲載、写真と氏名の掲載、作品と氏名の掲載
- (5) 児童本人の承諾により公開するもの  
児童作品（絵画、工作、書道、作文等） ※ 氏名は画像処理を施して消す

## 5 ホームページの運営体制（作業分担）

ホームページを運営するにあたり、学校長を責任者とし、ホームページ担当者を中心に学校全体で取り組むものとする。特に、「学年の様子及び学年行事等の写真・情報提供」については、学年によって掲載する情報に偏りがないよう努める。

担当者	担当内容	更新時期
学校長	学校長あいさつ 学校だより、ホームページ内容のチェック（掲載承認）	年度初め 適時
教頭	ホームページ内容のチェック（掲載承認） 学校全体の基本的情報提供（学校教育計画をもとに）	適時 //
教務主任	ホームページ内容のチェック（掲載承認） 学校全体の基本的情報提供（学校教育計画をもとに）	// //
ホームページ担当	ホームページの作成、更新、技術的支援（コーディネート）	//
1学年担任	学年の様子及び学年行事等の写真・情報提供	//
2学年担任	//	//
3学年担任	//	//
4学年担任	//	//
5学年担任	//	//
6学年担任	//	//
特別支援学級担当	学級の様子及び学級行事等の写真・情報提供	//
養護教諭	統計資料等の提供	//
図書館司書	統計資料等の提供	//
研究主任	校内研修の資料・写真等の提供	//
学対主任	学力向上対策に関する情報（学対だより等）の提供	//
委員会担当	各委員会の紹介、活動風景の写真等の提供	//
クラブ担当	各クラブの紹介、活動風景の写真等の提供	//
PTA事務	PTA活動及び行事等の写真・情報提供、広報部との連携	//

## 6 ホームページの公開・更新

ID・パスワード・ファイル管理等の都合上、更新作業はホームページ担当者が一括して行う。担当者が病休等で作業を行うことができない場合、作業内容を引き継いだ者が代理で行う。

## 7 本方針の改定

本方針は毎年度提案し、必要に応じて改訂を行う。

（平成21年4月2日改訂、平成21年4月24日公開）